当金庫の自己資本の充実の状況等

	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	497	19	497	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,730	109	2,727	109
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	10,470	418	7,656	306
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	-	-	3,386	135
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC 要件適用分	-	-	-	-
証券化 非 STC 要件適用分	-	-		
証券化 短期 STC 要件適用分			-	-
証券化 不良債権証券化適用分			-	-
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,281	331	1,761	70
ルック・スルー方式	8,281	331	1,761	70
マンデート方式	-		-	-
蓋然性方式（250%）	-		-	-
蓋然性方式（400%）	-		-	-
フォールバック方式（1,250%）	-		-	-
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,256	290	6,682	267
BI			4,454	
BIC			534	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	150,745	6,029	157,742	6,309

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%